Ⅱ　地方六団体関係

１　地方六団体代表者会議

地方六団体代表者会議の開催状況（非公開）

○平成２１年　５月２７日　（都道府県会館）
○平成２１年　９月　４日　（都道府県会館）
○平成２１年　９月　９日　（都道府県会館）
○平成２１年１０月２３日　（都道府県会館）
○平成２１年１１月１６日　（都道府県会館）
○平成２１年１１月１７日　（東京国際フォーラム）
○平成２１年１２月１７日　（都道府県会館）
○平成２２年　１月１３日　（都道府県会館）
○平成２２年　２月１８日　（都道府県会館）

２　全　国　会　議

「地方分権推進全国会議」の開催について(2009年11月17日)

１１月１７日（火）地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、東京国際フォーラムにおいて、「地方分権推進全国会議」を開催しました。

会議では、原口総務大臣にご挨拶いただいた後、総務大臣との意見交換を行い、石井岡山県知事、倉田大阪府池田市長、古木山口県和木町長が意見表明を行いました。

その後、松井内閣官房副長官（鳩山総理のメッセージを代読）にご挨拶をいただき、麻生全国知事会会長（福岡県知事）、森全国市長会会長（新潟県長岡市長）、山本全国町村会会長（福岡県添田町長）が意見表明を行いました。

さらに、会場からの意見表明として、三谷三重県議会議長が意見表明を行いました。

最後に、アピール文として「地域主権の確立と地方の自立・再生に向けて（案）」を満場一致で採択し、会議終了後、六団体会長による共同記者会見を行いました。

会議には、原口総務大臣、松井内閣官房副長官の２名の特別来賓の他、一般来賓として１３名の衆参両国会議員と代理者１６０名、主催者側として地方公共団体の首長及び議長等１，５００名が参集しました。以下、会議関係資料を掲載します。

原口総務大臣

麻生全国知事会会長（福岡県知事）

記者会見の様子

・次第

・地域主権の確立と地方の自立・再生に向けて
・国会議員出席者一覧
・地方六団体代表者共同記者会見概要

地域主権の確立と地方の自立・再生に向けて

鳩山内閣は、「地域のことは、地域が決める」として「活気に満ちた地域社会」をつくるべく「地域主権」を確立し、その第一歩として地方の自主財源を増やし、「自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする」としている。

我々自治体は、これに積極的に呼応し真の地方分権を進め、地方の自立と再生を実現し、住民一人ひとりが地域社会に誇りと愛着を持つことができる新しい日本の創造を目指すものである。

特に、経済・雇用対策、環境対策、医療・福祉・教育の充実、農林水産業の振興等により地域社会を再生し、国民・住民の将来不安を払拭することは待ったなしの喫緊の課題である。

このためには、国、地方の関係を真に対等・協力の関係に改め、積極的かつ責任ある意見交換と緊密な連携・協働の下に、政策の効果を最大限に発揮させることに全力を傾注していかなければならない。

こうした認識と地方の自立・再生への決意の下、我々地方六団体は政府に次の点を強く求め、必ず実現したい。

第一は、国と地方の役割の抜本的見直しと地方への大胆な権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等の実現を通じた自治立法権・自治行政権の確立である。

第二は、地方交付税の復元・増額や税源移譲・地方消費税の充実・地方環境税の創設等による地方税財政基盤の強化を通じた自治財政権の確立である。

これらに裏打ちされた「地方政府」の確立のため、我々地方六団体は、国民・住民の理解と協力を得ながら、新しい活力に溢れた日本の創造に取り組んでいく。

平成２１年１１月１７日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

３　地方六団体の提言、声明、談話、申し入れ等

「経済危機対策に関する緊急申し入れ」について(2009年4月 8日)

４月８日（水）地方六団体代表者は、「経済危機対策に関する緊急申し入れ」をとりまとめ、麻生内閣総理大臣に対して要請を行いました。

地方六団体代表者からは、国は、平成２１年度当初予算に盛り込まれた対策を迅速かつ確実に実施することはもとより、我が国の景気の底割れを回避し、日本経済を安定的な成長軌道に乗せるため、新たな緊急経済対策を早急に決定し、切れ目なく実施すること等を求めました。

要請の内容は、以下のとおりです。

麻生内閣総理大臣に対して（写真右から４人目）要請する地方六団体代表者（写真左から３人目が麻生本会会長）

麻生内閣総理大臣に対して（写真中央）要請を行う麻生本会会長（写真左）

・経済危機対策に関する緊急申し入れ

経済危機対策に関する緊急申し入れ

　世界的な経済危機の影響を受け、我が国経済は本年第１四半期も大幅なマイナス成長が見込まれている。有効求人倍率が低下の一途をたどるなど雇用情勢は悪化し、地域経済も不況の度を深めており、戦後最大の危機を迎えている。
　国は、平成２１年度当初予算に盛り込まれた対策を迅速かつ確実に実施することはもとより、我が国の景気の底割れを回避し、日本経済を安定的な成長軌道に乗せるため、新たな緊急経済対策を早急に決定し、切れ目なく実施するよう強く要請する。
　この対策は地域の実情に的確に対応するため地方の創意工夫を活かすとの視点で実施すると同時に、内需型の安定的な産業構造への転換を着実に進めるものでなければならない。こうした観点から、対策の具体化に当たっては、下記事項を重点に実施するよう強く求める。

記

１　「地域活性化・生活対策臨時交付金」は、自由度が高く、大きな効果が期待できることから、さらに大幅に拡充すること。

２　公共事業その他の地方負担については、地方自治体が積極的に協力できる財政措置を講じること。

３　学校・公共施設の耐震化や生活道路の整備など国民生活に必要な投資については思い切って集中的に実施すること。

４　農林水産業分野への人材移転など担い手の確保、定住対策を進め、多様な機能を持つ農林水産業の基盤の確立と地域の再生を図ること。

５　医療、福祉分野における人材の養成・確保および定着を図るため、人材移転、教育訓練等に要する財源を確保すること。

６　新エネルギーの開発・普及、技術革新による新市場の創造、新型情報インフラの整備など、潜在成長力を高める政策に重点的な投資を行うこと。

７　地域経済の活性化、雇用安定のため、中小企業に対する助成制度の充実や申請手続きの簡素化、中心市街地活性化などへの支援の充実を図ること。

８　地方は、「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業交付金」を活用し、雇用対策を鋭意実施しているが、現在の雇用情勢を回復させるには不十分であり、その増額を図ること。また、効果的な実施のため、交付要件を弾力化するとともに財源からくる制約を最小限のものとすること。

９　雇用の維持・確保を図る取り組みに対する支援策を充実・強化するとともに、雇用の安定のための法制度の整備を行うこと。

10　国民に将来に対する希望と安心感を与えるため、地域医療を支える医師等の確保、介護サービスの充実など少子高齢社会に対応した社会保障制度の再構築を進めること。

平成 21 年４月８日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	大野忠右エ門
全国市長会会長代理	藤代孝七
全国市議会議長会会長	藤田博之
全国町村会会長	山本文男
全国町村議会議長会会長	原　伸一

地方税財政改革の推進に向けて

一昨日、政府の地方分権改革推進委員会において、第３次勧告の柱となる地方税財政改革に向けた論点整理素案が示された。地方分権改革推進委員会におかれては、平成１９年４月の発足以来、精力的に論議を積み重ねてこられたことに敬意を表するものである。

地方分権改革の一層の推進のため、税財政改革が不可欠であることは論をまたない。しかしながら、一昨日示された素案には、素案段階とはいえ、いくつかの根本的な疑念があり、国・地方が手を携えて住民サービスの一層の向上に取り組んでいくためにも、今後の論議において、下記の点に十分配意することを強く求めるものである。

地方六団体としても、地方分権改革の具体化に向け、全力で取り組む所存である。

記

１　国税と地方税の税源配分については、国と地方の最終支出の比率に税源の配分を近づけるよう、まずは５：５とすべきである。これは、地方税財源の充実強化により地方分権を進めることを目指すものである。

今回の素案で示された「地方税比率」の引上げという提案では、仮に地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適当である。

重要なことは、地方交付税の復元・増額を含め、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な税財源を保障することであり、必要な一般財源総額の確保を明確にすべきである。

２　地方自治体が実施している事務について、義務付け・枠付けを見直しても、その事務自体は引き続き行わなければならない場合、財源保障の必要範囲に変わりはない。したがって、地方交付税の財源保障機能は、その財源調整機能と同様、引き続き重要である。

３　地方税財政改革は、地方自治体の行政の現場に直結する課題であり、当事者である地方自治体の意見を十分に聞いて検討を進めるべきである。

平成２１年７月２日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	大野　忠右エ門
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　　幸 正
全国町村会会長	山 本　　文 男
全国町村議会議長会会長職務執行者　副会長	小　川　　勇

地方六団体による民主党への要請について(2009年9月 9日)

９月９日（水）地方六団体会長は、「国民生活の向上と安心を目指した国と地方の協議の早期開始について」を民主党の鳩山代表及び菅代表代行に要請しました。
また、要請活動終了後に都道府県会館において麻生全国知事会会長、金子全国都道府県議会議長会会長、森全国市長会会長及び野村全国町村議会議長会会長による共同記者会見を行いました。
要請文と記者会見概要は、下記のとおりです。

鳩山代表並びに菅代表代行に要請する地方六団体の会長

記者会見の様子

・国民生活の向上と安心を目指した国と地方の協議の早期開始について
・記者会見概要

国民生活の向上と安心を目指した
国と地方の協議の早期開始について

総選挙の結果、「地域主権」の確立を掲げた民主党が政権を担うことになりました。

民主党は、マニフェストにおいて「国と地方の協議の場」を法律に基づき設置すると明示されています。新政権への期待も大きい中、我々地方はこの方針を大いに歓迎するところであり、早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしてまいりたいと考えております。

経済・雇用情勢は、依然として厳しい局面が続いており、特に雇用に関しては失業率が更に悪化するとの懸念もある中、当面の景気対策については国・地方が連携した迅速かつ果断な対応が求められています。

新政権が取り組む子育て支援や医療、福祉、社会保障制度改革、地域再生など様々な施策も、国と地方が協働し円滑に機能する制度を作っていくことでより効果を発揮することになります。

地方分権の推進はもとより、予算の組替えや税制の見直し、新年度の予算編成等は、地方への影響も大きく、早速の話し合いを開始させて頂きたいと考えており、法律に基づく「国と地方の協議の場」の設置に先立ち、国と地方の協議を政権発足後、速やかに開始して頂くことを特に要請いたします。

平成 21 年９月９日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

新内閣発足に当たっての共同声明

本日、鳩山新内閣が発足することとなった。

高齢化と人口減少が同時進行し、東京一極集中がますます進む中で、多くの地方が疲弊し地域間格差が拡大している。国民はこの閉塞状況を打破し、新しい希望の社会を切り拓いていくことを痛切に望んでいる。

新政権においては「地域主権」の考え方の下、国と地方の役割分担を積極的に見直し、地方への大幅な権限移譲、地方税財源の拡充、国と地方の協議の場の法制化を実現し、国全体の活力を取り戻す真の地方分権を確立されることを強く期待する。

我々地方も、医療・福祉をはじめとする社会保障制度改革、中小企業の活性化・農林水産業の振興等による地域の再生など、国民生活の立て直し、福祉・教育の向上に向けて新内閣と共に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

経済・雇用情勢は依然として極めて厳しい局面が続いている。経済・雇用対策には一刻の猶予も許されない。特に地方関連の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性等を丁寧に検証した上で最大限に配慮されることを強く求めるものである。

経済・雇用対策、子育て支援や高校の実質無償化の具体化策、後期高齢者医療制度、暫定税率その他の地方税財政対策など地方に影響の大きい喫緊の諸課題について、新内閣と早急に協議を開始したい。

平成 21 年９月 16 日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

ワクチン接種に係る低所得者対策の要請活動について(2009年9月29日)

９月２９日(火)、上田埼玉県知事、松沢神奈川県知事及び石井富山県知事は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会でとりまとめた新型インフルエンザワクチンの接種に係る低所得者対策について、原口総務大臣、長妻厚生労働大臣に、それぞれ要請活動を行いました。

要請活動終了後には、都道府県会館において、記者会見を行いました。

要請の内容及び記者会見概要は、下記のとおりです。

要請活動の様子（総務大臣）

要請活動の様子（厚生労働大臣）

記者会見を行う（写真左から）上田埼玉県知事、松沢神奈川県知事、石井富山県知事

・ワクチン接種に係る低所得者対策について
・記者会見概要

ワクチン接種に係る低所得者対策について

今回の新型インフルエンザワクチンの接種は、新型インフルエンザ感染により重篤化の危険性が指摘されている方々や医療従事者に対し、緊急かつ優先的に実施するものであり、要接種者でありながら経済的理由によって接種機会を失い、感染・重篤に陥ることをできる限り防ぐための低所得者対策が必要である。

今回の要接種者の接種機会の確保は、ワクチンの確保、接種に伴う健康被害対策とともに国の責務であり、低所得者対策も全国で確実に行われる必要がある。したがって、これについては、原則として国の全額負担で実施すること。

仮に地方負担が生じる場合においても、国の責任において、各地方団体の負担額の全額を確実に措置すること。

また、国民生活に重大な影響を及ぼし、地方が実施主体となる事業については、国と地方の緊密な連携が必要であるにもかかわらず、国は地方に十分な協議をすることなく、半ば一方的に方針を決定しようとしていることは、極めて遺憾である。

地方の事務負担、財政負担が生じる制度を定めるに当たっては、地方と十分協議し、その合意を得ながら進めることを強く申し入れる。

平成２１年９月２９日

全国知事会
全国市長会
全国町村会

地方分権改革推進委員会の第３次勧告について

本日、地方分権改革推進委員会が、第３次勧告を取りまとめられた。

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」に関しては、この間、膨大な条項を対象に精力的な審議、検討を重ねられ、昨年１２月の第２次勧告、本年６月の中間報告を経て、本日の勧告に至ったことを、高く評価したい。

この見直しは、地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進する上で必要不可欠であり、第二期地方分権改革の大きな柱の一つとなるものである。

政府においては、地域主権の確立を政権の基本方針とする鳩山総理の強い政治的リーダーシップの下、累次の勧告で示されたすべての条項について、義務付け・枠付けの廃止または地方の裁量を拡充する見直しを行い、早期に法制化することを強く求める。

また、地方自治体における行政委員会の見直し等「地方自治関係法制の見直し」についても、勧告に沿った対応が行われるべきである。

さらに、「国と地方の協議の場」については、協議すべき事項や協議に参画する構成員、協議が整った事項についてその実現性・実効性を担保するための仕組み等について具体的に検討を進め、国と地方が対等の立場で議論できる体制を法制化することが不可欠である。この観点からも、過日、地方六団体として要請したとおり、できる限り速やかに事実上の協議を開始することが重要であり、政府としての対応を強く求めるものである。

平成２１年１０月７日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五本　　幸正
全国町村会会長	山本　　文男
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

「子育て応援特別手当」の執行停止について
（緊急声明）

政府は、今般、補正予算削減の一環として「子育て応援特別手当」の執行停止を検討している旨、報道されている。

既に地方自治体においては、関連予算について議会の議決を経て所要の準備を進めているところであり、一部では申請受付も開始されている。

このような状況にも関わらず、突然かつ一方的に執行を停止することは、住民や自治体の現場に大きな混乱を与えるとともに、地方の実態を軽視し、地域主権を謳う新政権への期待を損なうものである。

特に市町村が多くの実施責任を負っている厚生労働行政は、国と地方の信頼関係なくして円滑な推進はあり得ない。新政権におかれては、今回検討されている方針がこのような信頼関係を根底から揺るがすものであることを認識し、削減の対象としないよう強く求める。

平成21年10月15日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

地方分権改革推進委員会の第４次勧告について

本日、地方分権改革推進委員会は、地方税財政に関する当面の課題と中長期の課題を中心に第４次勧告を取りまとめられた。

勧告で示された当面の課題のうち、地方交付税について、その法定率の引上げを含む総額の確保や、国と地方の事実上の協議の早急な開始の必要性が明記された。これらは現下の地方の行財政運営に大きな影響のある課題であり、政府においては、本勧告を踏まえ、必要な措置を速やかに具体化するとともに、三位一体改革に伴い削減された地方交付税の復元・増額を図るよう強く求める。

中長期の課題では、国と地方の税源配分を５：５とする税制改革が今後の改革の当初目標とされた。これは、「地域主権」の確立のために必要不可欠である。地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに必要な一般財源総額の確保のためにも、実現を図るべきである。また、地方六団体が提唱した「地方共有税」構想を土台として、地方交付税の改革論議を深めていくことを政府に求めており、今後の検討に期待する。

この第４次勧告が、地方分権改革推進委員会が政府に対して行う最終勧告とされた。２年半余、精力的に議論を重ね、勧告等をまとめてきた地方分権改革推進委員会に対し、深く感謝申し上げる。
地方分権改革に終わりはない。分権型社会の実現に向けて、我々も一層の努力を重ねていく所存である。

平成２１年１１月９日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五 本　　幸 正
全国町村会会長	山 本　　文 男
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

子ども手当の地方負担に反対する緊急声明

子ども手当の財源をめぐり、地方負担を求めてはどうかとの議論が政府内で行われていると報道されている。

もとより子育て、少子化対策は国をあげて行うべき重要政策であるが、鳩山政権が高く掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のように全国一律に実施する現金給付は地方側に工夫の余地がないため、国が担当し全額負担すべきである。

子ども手当の一部を地方が負担する案にはこうした国と地方の役割分担についての理念が全くなく、今後の国と地方のあり方に禍根を残すものである。

政権発足以来、鳩山内閣総理大臣、原口総務大臣、長妻厚生労働大臣ともに、子ども手当は全額国費負担で実施するという方針を繰り返し表明されており、地方は負担がないと受けとめている。地方が実施責任を負っている多くの厚生行政は国と地方との信頼・協力関係を基礎として初めて成り立つものであり、手のひらを返すように子ども手当の一部を地方が負担する案は、理念が全くないばかりか、このような信頼関係を著しく損なうものである。

全国の地方議会で既に議決されていた「子育て応援特別手当」の一方的な支給取り止めという地方軽視の決定の直後に、再度国の財政上の都合のみを理由として、子ども手当について、かりそめにも地方負担を求めるようなことがあれば、地方の反発は極めて大きく、国と地方の関係は深刻な事態に陥ることを十分認識すべきである。

是非、地域主権の理念を貫かれた形で予算編成が行われることを強く望むものである。

平成２１年１２月１０日

地方六団体

全国知事会会長　麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長　金子　万寿夫
全国市長会会長　森　民夫
全国市議会議長会会長　五本　幸正
全国町村会会長　山本　文男
全国町村議会議長会会長　野村　弘

「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」について(2009年12月10日)

　１２月１０日（木）、地方六団体は、「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」を発表しました。
緊急声明文は、以下のとおりです。
　また、本日、地方六団体を代表して山本全国町村会会長が、原口総務大臣及び長浜厚生労働副大臣に対して要請活動を行いました。
　さらに、麻生全国知事会会長が福岡県庁において記者会見を行いました。
　緊急声明文及び記者会見概要については、下記のとおりです。

１．子ども手当の地方負担に反対する緊急声明
２．記者会見概要

地域主権推進の工程表に関する意見
－地域主権戦略会議の発足に当たって－

地域主権戦略会議が発足し、地方分権を政治のリーダーシップの下で進められるとの方針に対し、我々地方六団体としても大いに協力し、新たな制度を実現するとともに、これに基づき各自治体が切磋琢磨することにより、活力ある日本を作っていくことが重要であると考えております。

地域主権の推進の工程表に盛り込むべき事項について、現時点での当方の意見を次のとおり申し述べます。

１　直轄負担金の廃止と出先機関の原則廃止、義務付け・枠付けの見直しと地方税財源の充実のように、地域主権に関わる各種のテーマは相互に関連するものであることから、これらを総合的に含んだ工程表を早期に策定し、地方も含めた関係者の共通認識の下、強力に進めるべきである。

２　地域主権が確立されるためには、地方が自由に使える税財源の充実が極めて重要であり、この点を必ず盛り込む必要がある。その際、地方交付税の復元・増額及び法定率の引上げ、地方税の税源の偏在是正への道筋等、具体的なテーマについて、年次ごとの目標を設定し、推進することとすべきである。

３　「地域主権戦略会議」を法的に位置付けるに当たっては、単なる会議の「設置法」では無く、地域主権なり地方分権推進の基本理念を明記した「推進基本法」とすべきである。

４　義務付け・枠付けの見直しに関し、本年４月に当時の民主党ネクストキャビネットが了承した党分権調査会報告は、地方分権改革推進委員会の第２次勧告の内容は「（実現すべき）最低限度のもの」と述べている。その後の勧告も含め地方分権改革推進委員会が示した貴重な成果を生かし、工程表では累次の勧告で示された全項目についての見直しの実現に向け取り組む意志とそのための工程を明確に示すべきである。

５　地方分権改革推進委員会第１次勧告で示された基礎自治体への権限移譲や重点行政分野の見直しについても、工程を示し、見直しに取り組むべきである。なお、その際には、権限移譲等に伴う財源の移譲についても一体的に行うことを明確にすべきである。

６　出先機関の見直しに関しては、マニフェストにも掲げられたとおり「国の出先機関は原則廃止する」との基本姿勢を明確にすべきである。

７　これまでわが国の発展を支えてきた地方の疲弊に思いを致し、地域振興による地域間格差解消の道筋を示すべきである。

８　なお、道州制の取扱いについては、地方六団体の間でも未だ慎重な意見も強く、まずは、上記の項目について重点的に取り組むべきである。

平成２１年１２月１４日

地方六団体

全国知事会会長　麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長　金子　万寿夫
全国市長会会長　森　民夫
全国市議会議長会会長　五本　幸正
全国町村会会長　山本　文男
全国町村議会議長会会長　野村　弘

義務付け・枠付けの更なる見直しを求める声明

－地方分権改革推進計画の閣議決定を受けて－

本日、政府においては、「地域主権の確立」を実現する第一歩として、義務付け・枠付けの見直し等を中心とする地方分権改革推進計画を閣議決定した。

地域のことは地域に住む住民が決める。これが「地域主権」の要であることは、現政権の基本方針でも示されているところであり、我々地方としても、今回の義務付け・枠付けの見直しは、今後の地域主権改革の推進に向けた試金石となるものと考えてきた。

今回の見直しが政治主導で進められ、一定の前進が見られたことは率直に評価したい。

しかし、全体としての成果を見ると、地方分権改革推進委員会第３次勧告で示された我々地方からの最も基本的な１０４件の要望についても、勧告通りの見直しは３６件と約３分の１に留まった。また、保育所や老人福祉施設などに関し、勧告では「参酌すべき基準」とされた項目について、自治体の裁量の余地が乏しい「従うべき基準」とし、それらについて「法施行の状況等を踏まえ再検討する」との形で先送りされるなど、政府が掲げる「地域主権」の理念に沿った内容とは言い難く不十分と言わざるを得ない。

政府においては、今回の計画には盛り込まれなかった事項や、公立小中学校の学級編制のあり方など今後検討するとされた事項を含め更なる見直しを行い、第１次地域主権推進一括法案の内容を充実するよう求める。あわせて、第２次勧告で示された４，０７６件も含めたすべてについて、廃止または地方の裁量を拡充する工程を早期に明示するよう、改めて強く求めるものである。

平成２１年１２月１５日

地方六団体

全国知事会会長	麻　生　　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　　民　夫
全国市議会議長会会長	五　本　幸　正
全国町村会会長	山　本　文　男
全国町村議会議長会会長	野　村　　弘

平成２２年度地方財政対策についての共同声明

本日、平成２２年度地方財政対策に関する閣僚間折衝が行われ、本年度 15.8 兆円の地方交付税が 16.9 兆円と 1.1 兆円増額されるとともに、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税は本年度の 21.0 兆円が 24.6 兆円と 3.6 兆円増額されることが決定された。

これは厳しい地方税収の減少に的確に対応するとともに、三位一体改革に際し地方交付税が大幅に削減された結果、疲弊してきた地方財政に配慮し、我々地方がかねてより強く訴えてきた地方交付税の復元・増額の要請に応えたものであり、高く評価するものである。

鳩山政権は、地域のことは地域が決める「地域主権」を掲げ、その確立のため、地方が自由に使える自主財源を大幅に増やし、地方自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにすることを明確に打ち出してきた。今般の地方交付税総額の増額は、まさにこの理念に基づく大きな第一歩とも言えるものである。

極めて困難な財政状況の中、このような地方に配慮した対策を実現された原口総務大臣をはじめとする政府・与党関係者の真摯なご尽力に深く感謝したい。

深刻な景気・雇用情勢が続く中、第一線で住民生活や地域経済を支える地方自治体の果たす役割はますます大きなものとなっている。我々は国と緊密な連携を図りつつ、住民生活を守るため今後とも最大の努力をしてまいる所存である。

平成２１年１２月２３日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

子ども手当の地方負担についての共同声明

本日、平成２２年度の子ども手当の概要が明らかになった。
政府から示された案によると、平成２２年度限りの暫定措置として子ども手当と児童手当とを併給する方式とし、児童手当の地方負担が継続して求められることとなった。また、平成２３年度に向けあらためて国と地方の役割分担、経費負担のあり方等について「地域主権戦略会議」等で議論することとされた。

我々地方は、鳩山政権が掲げる「地域のことは地域が決める」地域主権の理念からすれば、国と地方の役割分担を明確にし、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し全額を負担すべきと主張してきた。２つの手当の併給方式はこのような考え方の整理がなされておらず、地域主権の理念があいまいなものとなったことは誠に残念である。

また、住民生活に密着した厚生労働行政の多くは地方自治体が担っており、国と地方との信頼・協力関係を基礎に成り立つものである。「子育て応援特別手当」の一方的な支給取りやめという地方軽視の決定に続き、今回さらに子ども手当の決着に至る過程で、所管である厚生労働大臣から地方に一切協議・説明もなかったことは極めて遺憾である。

平成２３年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行うことを求める。その上で、国が全額を負担すべきであるとの地方の主張に沿って、役割分担を明確にした制度が実現されることを強く望むものである。

なお、平成２２年度における制度設計に当たっては、地方の意見を踏まえ市町村に事務負担が生じないよう十分配慮するとともに、システム開発経費を含む事務費等については全額国庫負担とすることを強く求める。

平成２１年１２月２３日

地方六団体

全国知事会会長	麻生　渡
全国都道府県議会議長会会長	金子　万寿夫
全国市長会会長	森　民夫
全国市議会議長会会長	五本　幸正
全国町村会会長	山本　文男
全国町村議会議長会会長	野村　弘

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」の閣議決定を受けて

本日、政府は「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を閣議決定した。

両法律案は、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる真の分権型社会の実現のために不可欠なものである。これらが法案化に至ったことを率直に評価するとともに、今後国会において審議が尽くされ、早期に成立することを期待する。

特に、地方が長年にわたって要請してきた「国と地方の協議の場の法制化」については、国と地方が共同で検討を進めたもので、これまでにない画期的なことである。その結果、制度設計も、企画・立案段階からの協議、広範な協議対象事項、分科会の明文化など地方側の意見を踏まえたものとなっており、高く評価したい。

義務付け・枠付けの見直しは、地方分権改革推進委員会の第３次勧告の一部にとどまっており、今後大幅に見直しが進まなければ、政府が掲げる「地域主権改革」の理念に沿った内容とは言い難く、不十分なものと言わざるを得ない。第３次勧告で具体的に講ずべき措置が示された８９２件のうち地方分権改革推進計画に記載されなかった項目について、現在各府省が見直しに向けた検討を行っているが、これらについて、勧告に沿った対応を着実に行うとともに、累次の勧告で示された事項すべてについても、地方の意見を踏まえ工程を明らかにし、速やかに見直しを進めることを強く求める。

政府が目指す地域主権改革の実現に向けては、上記に加え、地方税財源の充実確保、基礎自治体への権限移譲、一括交付金の制度設計、国の出先機関原則廃止に向けた見直し等多くの課題がある。これらについては、国と地方が十分協議し、政府が今夏に策定を予定している地域主権戦略大綱においてその内容や基本的考え方を明らかにすべく、早急に取り組むとともに、「地域主権改革」にふさわしい内容とされたい。

平成２２年３月５日

地方六団体
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

４　地方公共団体金融機構（地方公営企業等金融機構）

地方公共団体金融機構発足

○平成２１年　６月　１日
　地方公営企業等金融機構を改組し、
　地方公共団体金融機構発足

代表者会議の開催状況（非公開）

○平成２１年　４月２１日
○平成２１年　６月２６日
○平成２２年　２月１６日